0

〇 薬事法の	〇 地方自治	〇 産業競争	〇 独立行政	〇 国立研究	〇 薬剤師法	〇 麻薬及び	地域にお	〇 医療法(〇 医薬品、
薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)(抄)―――――――――――――――――――――――――――――――――――	方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)———————————————————————————————————	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(抄)	立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)———————————————————————————————————	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)(抄)———————————————————————————————————	師法(昭和三十五年法律第百四十六号)(抄)———————————————————————————————————	薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)(抄)	における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)(抄)	法(昭和二十三年法律第二百五号)(抄)———————————————————————————————————	品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)——————
32	31	30	29	27	27	26	25	25	1

医薬品 医 療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四 十 五 号) 抄

(医薬品等関連事業者等の責務)

0

第一条の四 及び拡大の防 行うことその他の必要な措置を講ずることにより、 診療施設をいい、 「薬局開設者」という。)又は病院、 医薬品等の製造販売、 止に努めなければならない。 往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。 製造(小分けを含む。以下同じ。)、販売、貸与若しくは修理を業として行う者、 診療所若しくは飼育動物診療施設 医薬品等の品質、 有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生 (獣医療法 (平成四年法律第四十六号) 以下同じ。) の開設者は、 第四条第一 第二条第二項に規定する その相互間の情報交換を 項の許可 を受けた

(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- びこれを記録した記録媒体をいう。 生用品並びにプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等 以下同じ。)でないもの (医薬部外品及び再生医療等製品を除く。 (機械器具、 歯科材料、 以下同じ。 療用 品 及 衛
- 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの (医薬部外品、 化 粧品 及び 再 生
- 2 この法律で「医薬部外品」とは、 次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

医療等製品を除く。

- 用される物を除く。)であつて機械器具等でないも 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物 (これらの使用目的のほかに、 併せて前項第二号又は第三号に規定する目的の に使
- 1 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
- ロ あせも、ただれ等の防止
- ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛
- 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、 併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)であつて機械器具等でないも のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物 (この使用 目 的 0 ほ か
- 3 この法律で 前項第 一号又は第三号に規定する目的のために使用される物 「化粧品」とは、 人の身体を清潔にし、 美化し、 魅力を増し、 (前 一号に掲げる物を除く。 容貌を変え、 又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、 のうち、 厚生労働大臣が 指定するも 身体に塗

目 擦 散布その 0) にかに、 他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、 第 項第一 |号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。 人体に対する作用が緩和なものをいう。 ただし、 これ 5 0 使用

- 4 この 能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等 法律で 「医療機器」 とは、 人若しくは動物の疾病の診断、 (再生医療等製品を除く。) であつて、政令で定めるものをい 治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の う。 身体 0 構造若しくは
- 5 に 限る。 この法律で 厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。 次項及び第七項において同じ。) において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものと 「高度管理医療機器」とは、 医療機器であつて、 副作用又は機能の障害が生じた場合 (適正な使用目的に従い適正に使用され た場合
- 6 に影響を与えるおそれがあることからその適切 この法律で 「管理医療機器」とは、 高度管理医療機器以外の医療機器であつて、 な管理が必要なものとして、 厚生労働大臣が薬事審 副作用又は機能の障害が生じた場合におい 議 会の意見を聴いて指定するもの て 人の をいう。 生命 及び 健 康

7 8 (略

て、

- 9 この法律で 「再生医 療等製品」 とは、 次に掲げる物 (医薬部外品及び化粧品を除く。 であつて、 政令で定めるものをい
- 次に掲げる医療又は獣医療に使用されることが目的とされている物のうち、 人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの
- 口 人又は 動 物の 疾病の治療又は予防

1

人又は動物の身体

:の構造又は機能の再建、

修復又は形成

有させたも 人又は動物 の疾 《病の治療に使用されることが目的とされている物のうち、 人又は動物の細胞に導入され、 これらの体内で発現する遺伝子を含

10 11 略

- 12 この法律で「薬局」とは、 療施設の調剤所を除く。 づく指導の業務を行う場 所 薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的 (その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。)をいう。 ただし、 病院若しくは診療所又は飼 育動 知 見に
- 13 いう。 この法律で することをいう。 貸与し、 若しくは授与し、 「製造販売」とは、 又は輸入をした医薬品 又は医療機器プログラム その製造 (原薬たる医薬品を除く。 (他に委託して製造をする場合を含み、 (医療機器のうちプログラムであるものをいう。 医薬部外品、 他から委託を受けて製造をする場合を除く。 化粧品、 医療機器若しくは再生医療等製品を、 以下同じ。)を電気通信回 以 下 [線を通じて提 それぞれ販売 「製造等」 لح
- 14 この法律で 「体外診断用医薬品」 のをいう。 とは、 専ら疾病の診断 に使用されることが目的とされ てい る医薬品のうち、 人又は動物の身 体に 直 接 使 紀用され

ことの

ないも

15 この法律で 「指定薬物」 とは、 中 枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用 (当該作用の維持又は強化の作用を含む。 以下 「精神毒性」 とい

16 製品」とは は、 定用途医療機器」 による指定を受けた医療機器を、 律 この法律で「希少疾病用医薬品」とは、第七十七条の二第一項の規定による指定を受けた医薬品を、「希少疾病用医療機器」とは、 第二百五十二 一十九年法律第七十一号) 同条第一 を有する蓋然性が高く、 一項の規定による指定を受けた医薬品を、 同項の規定による指定を受けた再生医療等製品を、 二号) とは、 に規定する覚醒 同項の規定による指定を受けた医療機器を、 に規定するあへん及びけしがらを除く。 かつ、 「希少疾病用再生医療等製品」とは、 剤、 人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物 麻薬及び向精神薬取締法 「先駆的医療機器」とは、 「特定用途医薬品」とは、 (昭和二十八年法律第十四号) に規定する麻薬及び向精神薬)として、 「特定用途再生医療等製品」とは 同項の規定による指定を受けた再生医療等製品を、 厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するもの 同項の規定による指定を受けた医療機器を、 同条第三項の規定による指定を受けた医薬品を、 同項の規定による指定を受けた再生医療 (覚醒剤取 締 並 法 「先駆的 先駆的再生医療等 びにあへん法 (昭和二十六年法 医薬品」と 同 項の規定 を いう。 特

17 · 18 (略

等製品をいう。

(開設の許可)

第四 七条第四項並びに第十条第一 条 薬局は、 その所在地の都道府県知事 項 (第三十八条第一項並びに第四十条第 (その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第二項 市長又は区長。 (第三十八条第 次項、 第

項において準用する場合を含む。 において同じ。)の許可を受けなければ、 開設してはならない。

2 に 提出しなければならない。 前項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の 所在 地 0 都 道 府県. 知事

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 その薬局の名称及び所在地

三 その薬局の構造設備の概要

兀 その 薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合に

あつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要

五 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏々

六 次条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

3 (略)

4 項 0 許 可 は、 六年ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。

5 この条において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 登録販売者 第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。
- 薬局 医 薬品 要指導 医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)
- れることが必要なものとして、 されることが目的とされているものであり、 び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品 厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。 かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)のうち、 薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用 効能 及
- 1 定める期間を経過しないもの その製造販売の承認の申請に際して第十四条第十一項に該当するとされた医薬品であつて、 当該申請に係る承認を受けて から厚生 省令
- 口 であつて、 その製造販売の 当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの 承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、 分量、 用法、 用量、 効 能 効果等が 同 性を有すると認めら れ た医 |薬品
- 第四十四条第一項に規定する毒薬
- 一 第四十四条第二項に規定する劇薬

された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの 般用医薬品 医薬品 のうち、 その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、 (要指導医薬品を除く。) をいう。 薬剤師その他の医薬関係者から 供

許可の基準)

第五 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

- その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- は医 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつて |薬品の販売又は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- 二の十七 申請者 第二項及び第二十三条の三十七第二項において同じ。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するとき。 (申請者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。第六条の四第 項 第十九条の二第一 項、
- 第七 十五条第 項の規定により許可を取り消され、 取消しの日から三年を経過していない
- 口 第七十五条の二第一項の規定により登録を取り消され、 取消しの日から三年を経過してい ない
- 拘禁刑以 上の 刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過し こ いな

=

薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、 イ から ハまでに該当する者を除くほか、 この法律、 麻薬及び向精神薬取締法、 その違反行為があつた日から二年を経過してい 毒物及び劇物取 締法 (昭和) 二十五年法律第三百三号) ない者 他

- ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 1 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者

(管理者の義務)

第八条 及び医薬品その他の物品を管理し、 薬局の管理者は、 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、 その他その薬局の業務につき、 必要な注意をしなければならない。 その薬局の構造設備

2 · 3 (略)

(薬局開設者による薬局に関する情報の提供等)

第八条の二 で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならな 薬局開設者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令

2 地の都道府県知事に報告するとともに、 薬局開設者は、 前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、 同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。 厚生労働省令で定めるところにより、 速やかに、 当該薬局の所在

3~5 (略)

(製造販売業の許可)

\ <u>`</u>

同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売をしてはならな 次の表の上欄に掲げる医薬品 (体外診断用医薬品を除く。 以下この章において同じ。)、医薬部外品又は化粧品の種類に応じ、

化粧品 医薬品、 医薬部外品 第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の 項に該当する医薬品以外の 医薬部外品又は化粧品の 医 1薬品 種 類 指定する医薬 品 第 許可 化粧品製造販売業許 医薬部外品製造販売業許 第 種医 |種医薬品製造販売業許 Ò 種 薬品製造販売業 類

前項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなけ

2

ħ ばならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者 の氏名
- 法人にあつては、 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 第十七条第二項に規定する医薬品等総括製造販売責任者の氏名
- 兀 次条第二項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

3 • 4

可の 基準

第十二条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、 前条第一項の許可を与えないことができる。

- 申 ・請に係る医薬品、 医薬部外品又は化粧品の品質管理の方法が、 厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- 申請に係る医薬品、 検討及びその結果に基づく必要な措置をいう。以下同じ。)の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。 医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理 (品質、 有効性及び安全性に関する事項その他 適正な使 用のために必要な情
- 2 第五条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 前条第一項の許可について準用する。

報の収集、

、製造業の許可

第十三条 医薬品 医薬部外品又は化粧品 の製造業の許可を受けた者でなければ、 それぞれ、 業として、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品の製造をし

てはならない。

2

3 第一項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記載し た申請書を厚生労働大臣に提出しな

け ればならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

その製造 所の構造設備の概要

三 法人にあつては、 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏

Ŧī.

区薬部外

品

又は化粧品

兀 | 薬品 の製造業の許可を受けようとする者にあつては、 第十七条第六項に規定する医薬品製造管理者の氏 第十七条第十一項に規定する医薬部外品等責任技術者の

の製造業の許可を受けようとする者にあつては、

氏名

六 第六項 に おいて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定め る事項

4 第 項 Ó 許 可は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。

- 5 (略
- 6 第五条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、第一項の許可について準用する。
- 7 (略)
- 8 第 項 Ó 許可を受けた者は、 当該製造所に係る許可の区分を変更し、 又は追加しようとするときは、 厚生労働大臣の許可を受けなければならな
- い。
- 9 前項の許可については、第一項から第七項までの規定を準用する。

(機構による調査の実施)

第十三条の二 を行わせることができる。 する場合を含む。 下この条において同じ。)又は化粧品のうち政令で定めるものに係る前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項 目 的とされているものを除く。 厚生労働大臣は、 以下この条において同じ。)の許可の更新についての同条第七項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 以下この条において同じ。)、 医薬部外品 (以下「機構」という。 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 (同条第九項において準用する場合を含む。) に規定する調査 しに、 医薬品 (専ら動物のために使用されることが (同条第九項において準用 以

- 2 第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新をするときは、 厚生労働大臣は、 前項の規定により機構に調査を行わせるときは、 当該調査を行わないものとする。この場合において、 機構が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮しなければならな 厚生労働大臣 は 前条
- 3 項若しくは第八項の 厚生労働大臣が第 許可又は同条第四 項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、 項の許可の更新の申請者は、 機構が行う当該調査を受けなければならない。 同項の政令で定める医薬品 医薬部外品又は 化 粧品 に係る前に 条第
- 4 \ \ \ 機構は、 前項の調査を行つたときは、 遅滞なく、 当該調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に通知し なけ れ ばならな
- 5 合において、 十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 機構が行う調査に係る処分 厚生労働大臣は、 (調査の結果を除く。) 又はその不作為については、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 機構の上級行政庁とみなす。 第二十五条第二項及び第三項、 厚生労働大臣に対して、 審査請求をすることができる。 第四十六条第一 項及び第二項、 この場 第

(保管のみを行う製造所に係る登録)

十三条の二の二 性及び安全性の確保の観点から厚生労働省令で定めるものを除く。 業として、 製造所において医薬品、 医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管 以下同じ。) のみを行おうとする者は、 (医薬品、 当該製造所について厚生労働大臣 医薬部外品及び化粧品の 品 の登 有

を受けたときは、 第十三条の規定にかかわらず、当該製造所について同条第一項の規定による許可を受けることを要しない

- 2 項の 登 一録は、 製造所において保管のみを行おうとする者の申請により、 保管のみを行う製造所ごとに行う。
- 3 なければならない。 項の 登 録の申請を行おうとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

の製造所について第一項の登録の申請を行おうとする者にあつては、

兀 医薬部外品 又は化粧品 の製造所について第一項の登録の申請を行おうとする者にあつては、第十七条第十一項に規定する医薬部外品等責任技

第十七条第六項に規定する医薬品製造管理者

0

4

第一

項の登録は、

術

者の氏

医薬品

Ŧī. 第五 強に おいて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、

その期間の経過によつて、

その効力を失う。

5 第五条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 第一項の登録について準用する。

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認)

第十四条 く。)又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしようとする者は、 を受けなければならない。 医薬品 (厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。 医薬部外品 (厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部 品目ごとにその製造販売につい ての厚生労働 大臣 外品 を除 0 承

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。
- 申請者が、 第十二条第一 項の許可 (申請をした品目の種類に応じた許可に限る。) を受けてい ないとき。
- のに限る。 くは前条第 申請に係る医薬品、 項の 第十三条の三第一項の認定 登録を受けていないとき。 医薬部外品又は化粧品を製造する製造所が、 (申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。) 又は第十三条の二の二第一項若し 第十三条第一項の許可 (申請をした品目について製造ができる区分に係るも
- 事 頭の 申請に係る医薬品、 審査 の結果、 その物が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。 医薬部外品又は化粧品の名称、 成分、 分量、 用法、 用 量 効能、 効果、 副作用その 他の品質、 有効性及び安全性に関
- 1 -請に係 る医薬品又は医薬部外品 が、 その申請に係る効能又は効果を有すると認められないとき、

口

価値がないと認められるとき。 請に 係る医薬品 又は 医薬部外品 が、 その効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、 医薬品又は医薬部外品として使用

労働省令で定める基準に適合していると認められないとき 申 -請に係 文は る医薬品、 口に掲げる場合のほか、 医薬部外品又は化粧品が政令で定めるものであるときは、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき その物の製造所における製造管理又は品質管 が方法が、 厚生

兀

- 3 申 定 める基準に従つて収集され、 請 一項の しなければならない。 承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、 この場合において、当該申請に係る医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、 かつ、作成されたものでなければならない。 申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他 当該資料は、 0) 資料 厚生労働省令で を 添付
- 4 る者は、 項 る医薬品その他厚生労働省令で定める物をいう。以下同じ。)を原料又は材料として製造されるものであるときは、 第 の規定により添付するものとされた資料の一部に代えることができる。 項の 厚生労働省令で定めるところにより、 承認の申請に係る医薬品、 医薬部外品又は化粧品が、 当該原薬等が同条第一項に規定する原薬等登録原簿に登録されていることを証 第八十条の六第一項に規定する原薬等登録原簿に収められ 第 項の承認を受けようとす ている原薬等 する書面をもつて前 (原
- 5 るときその他の厚生労働省令で定めるときは、 高 に関する資料の いと認められるものである場合であつて、当該医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な人数を対象とする臨床試 厚生労働大臣は、 部の添付を要しないこととすることができる。 第一 項の承認の申請に係る医薬品が、 厚生労働省令で定めるところにより、 希少疾病用医薬品、 先駆的医薬品又は特定用途医薬品その他 第三項の規定により添付するものとされた臨床試験の 医 療上 験 の実 特 介施が Ō 困 必 **|難であ** 験成 性 が
- 6 に関する調 により条件及び期限を付したものを除く。第十一項において同じ。)を与えられている品目との成分、 全性に関する調査 かじめ、 第二項第三号の規定による審査においては、 当該品目に係る資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。 査を含む。)を行うものとする。この場合において、 (既にこの条又は第十九条の二の承認 当該品目に係る申請内容及び第三項前段に規定する資料に基づき、 (第十四条の二の二第一項 (第十九条の二第五項において準用する場合を含む。 当該品目が第三項後段に規定する厚生労働省令で定める医薬品であるときは 分量、 用法、 当該品目 用量、 効能、 の品 有効性及び安)の規定 の同 性 あ
- は、 又は実地の 当該承認を受けようとするとき、 その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについ 一項の 調査を受けなければならない。 承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、 及び当該承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、 その承認に係る医薬品、 医薬部外品又は化粧品が政令で定めるものであるとき 厚生労働大臣の書面による調査
- ľ 工 の区 一項の に属 分 承認を受けた者は、 する製造工程について同条第三項の基準確認証の交付を受けているときは、 (医薬品、 医薬部外品又は化粧品の品質 その承認に係る医薬品 有効性及び安全性の 医薬部外品又は化粧品を製造する製造所が、 確保の観点から厚生労働省令で定める区分をいう。 当該製造工程に係る当該製造所における前項の調査を受け 当該承認に係る品目の製造工程と同 次条にお 0 て同 造

ることを要しない。

- 9 きは、 を受けなければならない。 合しているかどうかについ 前 項 当 0 該 規定にかかわらず、 医薬品、 医薬部外品 厚生労働大臣は、 て、 又は化粧品の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第1 書面による調査又は実地の調査を行うことができる。 第一 項の承認に係る医薬品、 医薬部外品又は化粧品の特性その他を勘案して必要があると認めると この場合において、 一項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に 第 一項の承認を受けた者は、 当該調 査
- 10 薬品の審査又は調査に優先して行うことができる。 高いと認められるものであるときは、 厚生労働 大臣は、 第一項の承認の申請に係る医薬品が、 当該医薬品についての第二項第三号の規定による審査又は第七項若しくは前項の規定による調査を 希少疾病用医薬品、 先駆的医薬品又は特定用途医薬品その他の医療上特にその 必要性 他 の医 が
- 11 認 を与えられている医薬品、 厚生労働大臣は 第一 項の承認の申請があつた場合において、 医薬部外品又は化粧品と有効成分、 申請に係る医薬品、 分量、 用法、 用量、 医薬部外品又は化粧品が、 効能 効果等が明らかに異なるときは、 既にこの条又は第十九 同 項 0) 承 条 水の二の 認に 0 承

12 · 13 (略)

あらかじめ、

薬事審議会の意見を聴かなければならない。

14

役員若しくは職員は、 第十二項の規定により条件を付した第一項の承認を受けた者、 正当な理由なく、 当該資料の収集又は作成に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。 第十二項後段に規定する資料の収集若しくは作成の委託を受けた者又はこれ これらの者であつた 5 \mathcal{O}

15~17 (略)

者についても、

同様とする。

(基準確認証の交付等)

千四 品 であるときは、 若しくは第十三条の三の二第一項の登録を受けた者は、その製造に係る医薬品、 同 又は品質管理 項の認定を受けた者又は第十三条の二の二第一項若しくは第十三条の三の二 条の二 医薬部外品又は化粧品 第十三条第一 厚生労働省令で定めるところにより、 の方法が同条第一 項の許可を受けようとする者若しくは同項の許可を受けた者、 の製造工程の区分ごとに、 一項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについ 当該許可、 その確認を求めることができる。 認定又は登録に係る製造所における当該医薬品、 第一 医薬部外品又は化粧品が前条第七項に規定する政令で定めるもの 項の登録を受けようとする者若しくは第十三条の二の二第一 第十三条の三第 一項の認定を受けようとする者若しくは て、 医薬部外品 厚生労働大臣に対 又は化粧品 の製造管 医薬 項

2 厚生労働大臣 は 前 項の確認を求められたときは、 書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

3 (略)

4 前 項 0) 基 準 確 認 証の 有 3効期間 は 当該基準確認証 皿の交付 の 日 から起算して政令で定める期間とする。

5 (略)

(外国製造医薬品等の製造販 売の承認

- 第十九条の二 製造販売をさせることについての承認を与えることができる。 の製造等をする者から申請があつたときは、 厚生労働大臣は、 第十四条第一項に規定する医薬品、 品目ごとに、その者が第三項の規定により選任した医薬品、 医薬部外品又は化粧品であつて本邦に輸出されるものにつき、 医薬部外品又は化粧品 の製造販売業者に 外国に おいてそ
- 2 るときは、 申請者が、第七十五条の二の二第一項の規定によりその受けた承認の全部又は一部を取り消され、 前 項の承認を与えないことができる。 取消しの日から三年を経過していない者であ
- 3 要な措置をとらせるため、 第一項の承認を受けようとする者は、本邦内において当該承認に係る医薬品、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者 (当該承認に係る品目の 医薬部外品又は化粧品による保健衛生上の危害の発生の 種類に応じた製造販売業の 許可を受けている者 防 止 に必
- 4 に限る。)を当該承認の申請の際選任しなければならない。 第一項の承認を受けた者 (以下「外国製造医薬品等特例承認取得者」という。)が前項の規定により選任した医薬品、 医薬部: 外品又は 化 粧品
- 製造販売業者 (以下「選任外国製造医薬品等製造販売業者」という。) は、第十四条第一項の規定にかかわらず、 当該承認に係る品目の製造販売

をすることができる。

- 5 を準用する。 第 一項の承認については、 第十四条第二項 (第一号を除く。) 及び第三項から第十七項まで、 第十四条の二の二並びに第十四条の二の三の規定
- 6 前項において準用する第十四条第十五項の承認については、 同条第十七項及び第十四条の二の三の規定を準用する。

(製造販売業の許可)

第二十三条の二 でなければ、 それぞれ、 次の表の上欄に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の種類に応じ、 業として、 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売をしてはならない。 それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者

体外診断用医薬品製造販売業許可	診断
第三種医療機器製造販売業許可	一般医療機器
第二種医療機器製造販売業許可	管理医療機器
第一種医療機器製造販売業許可	高度管理医療機器
許可の種類	医療機器又は体外診断用医薬品の種類

2 前 項 0) 許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなけ

ればならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 三 第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者の氏
- 兀 次条第二項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

3 · 4 (略)

許可の基準)

第二十三条の二の二 次の各号のいずれかに該当するときは、 前条第一項の許可を与えないことができる。

- 申 請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- 申 請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理の方法が、 厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- 2 第五条 (第三号に係る部分に限る。 の規定は、 前条第一項の許可について準用する。

(製造業の登録)

第二十三条の二の三 する者は、 製造所 (医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち設計、 業として、 医療機器又は体外診断用医薬品の製造 (設計を含む。 組立て、 滅菌その他の厚生労働省令で定めるものをするものに限る。 以下この章及び第八十条第二項において同じ。)をしようと

下この章及び同項において同じ。)ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣の登録を受けなければならない。

- ればならない。 前項の登録を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなけ
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 一 製造所の所在地
- 三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 兀 医療機器 の製造業の登録を受けようとする者にあつては、 第二十三条の二の十四第六項に規定する医療機器責任技術者の氏
- 五. 体外診 断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者にあつては、 第二十三条の二の十四第十一項に規定する体外診断用医薬品製造管理者
- 第四項にお いて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

氏名

- 3 第 項 0 登 録 は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。
- 4 第五条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の登録について準用する。

機器及び体外診断 用医薬品の製造販売の 承認

第二十三条の二の 又は体外診断用医薬品 の製造販売をしようとする者は、 五. 医療機器 (一般医療機器並びに第二十三条の二の二十三第一 (厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品及び同項の規定により指定する体外診断用医薬品 品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 項の規定により指定する高度管理医療機器及び管理医 療機器 を除 を除

- 次の各号の いずれかに該当するときは、 前項の承認は、 与えない。
- 申請者が、 第二十三条の二第一項の許可 (申請をした品目の種類に応じた許可に限る。) を受けていない
- 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所が、 第二十三条の二の三第一項又は前条第 一項の登録を受けていないとき、
- 申 請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の名称、 成分、 分量、 構造、 使用方法、 効果、 性能、 副 作用その他 この品質、 有効性及び安全性 に関

する事項の審査の結果、 その物が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

口 申 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、その申請に係る効果又は性能を有すると認められないとき。 ・請に係る医療機器が、 その効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、 医療機器として使用価値がないと認められると

兀 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が政令で定めるものであるときは、 イ又は 口に掲げる場合のほか、 医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき その物の製造管理又は品質管理の方法が、 厚生労働省令で定め

3 6 略

る基準に適合していると認められないとき

7

受けなければならない。 けようとするとき、 第 その物の製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについ 項の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、 及び当該承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、厚生労働大臣の書面による調査又は実地 その承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品が政令で定めるものであるとき て、 当 該 の調査を 承認を受

8

9

け

- きは、 どうかについて、 た者は、 前 項の規定にかかわらず、 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているか 当該調査を受けなければならない。 書面による調査又は実地の調 厚生労働大臣は、 第一 査を行うことができる。 項の承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の特性その他を勘案して必要があると認めると この場合において、 第一項 の承認を受けようとする者又は同項 0 承認を受
- 10 厚生労働大臣は、 第 項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、 希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品 先駆 的 医療機

器若しくは先駆的医薬品 医療機器又は体外診断 用医薬品についての第二 又は特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、 一項第三号の規定による審査又は第七項若しくは前項の規定による調査を、 他 の医療機器又は体外 当

11 ~ 14 (略)

断用医薬品の審査又は調査に優先して行うことができる。

15 あるときを除く。 項の承認を受けた者は、 は、 その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、 当該品目について承認された事項の一 部を変更しようとするとき (当該変更が厚生労働省令で定める軽微な変更で 第一 一項から前項までの規定を準用

; する。

16 · 17 (略)

、機構による医療機器等審査等の実施)

第二十三条の二の七 準用する場合を含む。 いう。)を行わせることができる。 に第二十三条の二の六第一 めるものについての第二十三条の二の五の承認のための審査、 じ。)又は体外診断用医薬品 厚生労働大臣は、 項の規定による基準適合証の交付及び同条第三項の規定による基準適合証の返還の受付 前条第二項 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。 機構に、 (次条第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の二の十の二第八項の規定による調査並び 医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 同条第六項、 第七項、 第九項及び第十三項(これらの規定を同条第十五項に (以下「医療機器等審査等」 以下この)のうち政令で定 条に において لح

て、 厚生労働大臣は、 厚生労働大臣は、 前項の規定により機構に医療機器等審査等を行わせるときは、 第二十三条の二の五の承認をするときは、 機構が第六項の規定により通知する審査及び 当該医療機器等審査等を行わないものとする。 調査の結果を考慮し しなけ この場合におい れ ば はならな

查 機構に基準適合証を返還しなければならない。 の申請者又は第二十三条の二の六第三項の規定により基準適合証を返還する者は、 ついて第二十三条の二の五の承認の申請者、 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に医療機器等審査等を行わせることとしたときは、 同条第七項若しくは第十三項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。 機構が行う審査 同項の政令で定める医療機器又は 調査若しくは基準適合証 の交付を受け、 体外診 断 用医 の |薬品 調 又

4·5 (略)

3

6 医療機器等審査等の結果、 機構は、 医 |療機器等審査等を行つたとき、 届出の 状況又は報告を受けた旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に通知しなければならない。 第四項の規定による届出を受理したとき、 又は前項の規定による報告を受けたときは、 遅滞なく、 当

7 機構が行う医療機器等審査等に係る処分(医療機器等審査等の結果を除く。)又はその不作為については、 厚生労働大臣に対して、 審査請求を

条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 することができる。 この場合において、厚生労働大臣は、 機構の上級行政庁とみなす。 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第 項及び第二項、 第四十七

(外国製造医療機器等の製造販売の承認)

第二十三条の二の十七 品 の製造販売業者に製造販売をさせることについての承認を与えることができる。 外国においてその製造等をする者から申請があつたときは、 厚生労働大臣は、第二十三条の二の五第一 項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であつて本邦に輸出されるものに 品目ごとに、 その者が第三項の規定により選任した医療機器又は体外診断 用 医薬

2~6 (略)

(外国製造医療機器等の特例承認)

第二十三条の二の二十 受けた者又は選任外国製造医療機器等製造販売業者」と読み替えるものとする。 を受けた者」とあるのは「第二十三条の二の二十第一項において準用する第二十三条の二の八第一項の規定により第二十三条の二の十七 の承認」と、 項において準用する第二十三条の二の五第二項、第六項、 条の二の八第一項に規定する政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品である場合には、 一第二項」と、 第二十三条の二の五」とあるのは「第二十三条の二の十七」と、 同条第二項中「第二十三条の二の六の二第二項」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六の 「第二十三条の二の五」とあるのは「第二十三条の二の十七」と、同条第三項中「第一項の規定により第二十三条の二の 第二十三条の二の十七の承認の申請者が選任外国製造医療機器等製造販売業者に製造販売をさせようとする物が、 第七項、 第九項及び第十一項」と、 「同条第二項、 第六項、 第七項、 同条の規定を準用する。この場合において、 「同条の承認」とあるのは 第九項及び第十一項」とあるのは 「第二十三条の二の十七 同 0 五. 同項中 承認を の承認 条第五

2 三条の二の八第一項の規定による第二十三条の二の十七の承認に係る品目の製造販売をすることができる。 前項に規定する場合の選任外国製造医療機器等製造販売業者は、 第二十三条の二の五第一 項の規定にかかわらず、 前項において準用する第二十

(都道府県知事の経由)

第二十三条の二の二十一(略)

2 規定による届出 第二十三条の二の三第一 は、 製造 所の所在地 項の登録、 の都道府県知事を経由して行わなければならない 同条第三項の登録の更新若しくは第六十八条の十六第一項の承認の申請又は第二十三条の二の十六第二項の

(指定高度管理医療機器等の製造販売の認証)

第二十三条の二の二十三 厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器、 販売をさせようとするものは、 高度管理医療機器製造等事業者」という。)であつて第二十三条の三第 機器等」という。)の製造販売をしようとする者又は外国において本邦に輸出される指定高度管理医療機器等の製造等をする者 厚生労働省令で定めるところにより、 品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の登録を受けた者 項の規定により選任した製造販売業者に指定高度管理医療機器等 管理医療機器又は体外診断用医薬品 (以下「指定高度管理 (以 下 「外国指定 の製造 (以 下 医療

2 · 3 (略)

「登録認証機関」という。)の認証を受けなければならない。

4

当 実 の物の製造管理又は品質管理の方法が第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、 「該認証を受けようとするとき、 地の調査を受けなければならない。 項の認証を受けようとする者又は同項の認証を受けた者は、 及び当該認証の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、 その認証に係る指定高度管理医療機器等が政令で定めるものであるときは、 登録認証機関の書面による調査又は

5 (略)

6 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適 合しているかどうかについて、 の認証を受けた者は、 前 項の規定にかかわらず、 当該調査を受けなければならない。 登録認証機関は、 書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、 第一項の認証に係る指定高度管理医療機器等の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、 第一項の認証を受けようとする者又は同

定 であるときを除く。 を準用する。 第一項の認証を受けた者は、 は、 その変更についての当該登録認証機関の認証を受けなければならない。 当該品目について認証を受けた事項の一部を変更しようとするとき この場合においては、 (当該変更が厚生労働省令で定める軽微な変更 第一 一項から前項ま での 規

8 (略)

(製造業の許可)

第二十三条の二十二 再生医療等製品の製造業の許可を受けた者でなければ、 業として、 再生医療等製品の製造をしてはならない。

2 (略)

3 け ればならない。 第一項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記載し た申請書を厚生労働大臣に提出 しな

一 その製造所の構造設備の概要

- \equiv 法人にあつては、 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏
- 兀 第二十三条の三十四第六項に規定する再生医療等製品製造管理者の氏
- Ŧī. 第六項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項
- 4 第一項の許可は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。
- 5 (略)
- 6 第五条 (第三号に係る部分に限る。 の規定は、 第一項の許可について準用する。
- 8

7

(略

- \ \ \ 第一 項の 許可を受けた者は、 当該製造所に係る許可の区分を変更し、 又は追加しようとするときは、 厚生労働大臣の許可を受けなければならな
- 9 前項の許 可については、 第 項から第七項までの規定を準用する。

、機構による調査の実施

- 第二十三条の二十三 る。 この条において同じ。 おいて同じ。)のうち政令で定めるものに係る前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項 厚生労働大臣は、)の許可の更新についての同条第七項 機構に、 再生医療等製品 (同条第九項において準用する場合を含む。) に規定する調査を行わせることができ (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 (同条第九項において準用する場合を含む。 以下この条に 以下 17 -
- 第 厚生労働大臣は、 項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新をするときは、 前項の規定により機構に調査を行わせるときは、 当該調査を行わないものとする。この場合において、 機構が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮しなければならな 厚生労働大臣は、 前
- 3 八項 厚生労働大臣が第 の許可又は同条第四項の許可の更新の申請者は、 項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、 機構が行う当該調査を受けなければならない。 同項の政令で定める再生医療等製品に係る前条第一項若しくは第
- 4 \ <u>`</u> 機 構は 前項の調査を行つたときは、 遅滞なく、 当該調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に通知し なけ ればならな
- の規定の適用については、 合において、 機構が行う調査に係る処分 厚生労働大臣は、 機構の上級行政庁とみなす。 (調査の結果を除く。) 又はその不作為については、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項 厚生労働大臣に対して、 審査請求をすることができる。 第四十七条並びに第四十九条第三項

5

再生医療等製品 の製造販売の 承認

第二十三条の二十五 再生医療等製品の製造販売をしようとする者は、 品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなけ ればなら

- 次の各号のい . ずれかに該当するときは、 前項の承認は、 与えない。
- 申 請者が、 第二十三条の二十第一項の許可を受けていないとき
- 請に係る再生医療等製品を製造する製造所が、)又は前条第 項の認定 (申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。 第二十三条の二十二第一 項の許可 (申請をした品目について製造ができる区分に係るも を受けていないとき。
- 及び安全性に関する事項の審査の結果、 申請に係る再生医療等製品の名称、 構成細胞、導入遺伝子、構造、 その物が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。 用法、 用量、 使用方法、 効能、 効果、 性能、 副作用その 他 $\overline{\mathcal{O}}$ 品質、 有 効性
- 申請に係る効能、 効果又は性能を有すると認められないとき。
- 申請に係る効能、 効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、 再生医療等製品として使用価値がない と認められるとき。
- 請に係る再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法が、 イ又は口に掲げる場合のほか、 再生医療等製品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

厚生労働省令で定める基準に適合していると認めら

な

いと

3 :請し なけ 項の れ 承認を受けようとする者は、 ばならない。 この場合において、当該資料は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、 申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その かつ、 作成されたものでなければなら 他 の資料を添付して

な

申

- 4 造されるものであるときは、 登録原簿に登録されていることを証する書面をもつて前項の規定により添付するものとされた資料の一部に代えることができる。 第 項 Ó 承認の申請に係る再生医療等製品が、 第一 項の承認を受けようとする者は、 第八十条の六第一 厚生労働省令で定めるところにより、 項に規定する原薬等登録原簿に収められている原薬等を原料又は材料として製 当該原薬等が同条第一 項に規定する原薬
- 5 ている品目との構成細胞、 第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) 全性に関 とする。 第二項第三号の規定による審査においては、 場合におい する調査 て (既にこの条又は第二十三条の三十七の承認 あらかじめ、 導入遺伝子、 当該品目に係る資料が第三項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の 構造、 用法、 当該品目に係る申請内容及び第三項前段に規定する資料に基づき、 用量、 の規定により条件及び期限を付したものを除く。 使用方法、 (第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一 効能、 効果、 性能等の同一性に関する調査を含む。)を行うものとする。 第十項において同じ。 当該品目の品質、 項(これらの規定を)を与えられ 調査を行うも 有効性及び安
- 6 項 Ó 承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、 その承認に係る再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理 の方法

が 第二項 |年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、 第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、 厚生労働大臣の書面による調査又は実地の調査を受けなければならない。 当該承認を受けようとするとき、 及び当該承認 0 取 得後

- 7 生医療等製品 十四条の二第三項の基準確認証の交付を受けているときは、 項の 承認を受けた者は、 の品質、 有効性及び安全性の確保の観点から厚生労働省令で定める区分をいう。)に属する製造工程について次条において準用 その承認に係る再生医療等製品を製造する製造所が、 当該製造工程に係る当該製造所における前項の調査を受けることを要しない。 当該承認に係る品目の製造工程と同 一の製造工程の 区 分 (再
- 8 医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかにつ 書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、 項の規定にかかわらず、 厚生労働大臣は、 第一項の承認に係る再生医療等製品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、 第一項の承認を受けた者は、 当該調査を受けなければならない。 当該再生
- 9 項若しくは前項の規定による調査を、 品 その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、 厚生労働大臣は、 第一 項の承認の申請に係る再生医療等製品が、 他の再生医療等製品の審査又は調査に優先して行うことができる。 希少疾病用再生医療等製品、 当該再生医療等製品についての第二項第三号の規定による審査又は第六 先駆的再生医療等製品又は特定用途再生医療等製
- 10 5 れている再生医療等製品と構成細胞、 厚生労働大臣は、 第一項の承認の申請があつた場合において、 導入遺伝子、 構造、 用法、 申請に係る再生医療等製品が、既にこの条又は第二十三条の三十七の 用量、 使用方法、 効能、 効果、 性能等が明らかに異なるときは 同 承認を与え 項 0) 承認に
- あるときを除く。 ついて、 項の承認を受けた者は、 あらかじめ、) は、 薬事審 その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 議会の意見を聴かなければならない。 当該品目について承認された事項の一 部を変更しようとするとき この場合においては、 (当該変更が厚生労働省令で定める軽微な変更で 第二項から第六項まで、 第九項及

11

び

前

項の規定を準用する。

- 12 け出なければならない。 項の承認を受けた者は、 前項の厚生労働省令で定める軽微な変更について、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣にその旨を
- 13 第 一項及び第十一項の承認の申請 (政令で定めるものを除く。) は、 機構を経由して行うものとする。

(外国製造再生医療等製品 の製造販 売の承認

第二十三条の三十七 ができる。 ときは、 品目ごとに、 厚生労働大臣は、 その者が第三項 の規定により選任した再生医療等製品の製造販売業者に製造販売をさせることについ 再生医療等製品であつて本邦に輸出されるものにつき、 外国においてその製造等をする者 ての承認を与えること から申

2 6 略

(医薬品の販売業の許可)

第二十四条 製造業者に、 品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、 若しくは陳列 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、 それぞれ販売し、 (配置することを含む。 授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は 以下同じ。)してはならない。 業として、 ただし、 医薬品を販売し、 若しくは陳列するときは 医薬品の製造販売業者がその製造等をし、 授与し、 この限りでな 又は販売若しくは授与の目 又は輸入した医薬 的 で貯

2 前項の許可は、 六年ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、その効力を失う。

(医薬品の販売業の許可の種類)

第二十五条 医薬品の 販売業の許可 は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める業務について行う。

(略)

一 配置販売業の許可 一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務

二 (略)

(店舗販売業の許可)

二十六条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書をその店舗の 所在地の 都道 神県. 知事

に提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

その店舗の名称及び所在地

三 その店舗の構造設備の概要

四 その店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要

五 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

六 第五 頭に おいて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。

一 その店舗の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

薬剤師又は登録販売者を置くことその他その店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が適切に医薬品を販売 į 又は授与するた

めに必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき。

5 第五条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、第一項の許可について準用する。

(店舗販売品目)

第二十七条 以下同じ。 店舗販)

を

販売し、 // 売業者 (店舗販売業の許可を受けた者をいう。 授与し、 又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 以下同じ。 若しくは陳列してはならない。 は、 薬局医薬品 (第四条第五項第二号に規定する薬局医薬品をい

(配置販売品目)

第三十一条 働大臣の定める基準に適合するもの以外の医薬品を販売し、 配置販売業の許可を受けた者 (以下「配置販売業者」という。) 授与し、 又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 は、 一般用医薬品のうち経年変化が起こりにくいことその他の厚生労 若しくは陳列してはならない。

(卸売販売業の許可)

第三十四条 卸売販売業の許可は、 営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事が与える。

5 (略)

(日本薬局方等)

第四十一条 厚生労働大臣は、 医薬品の性状及び品質の適正を図るため、 薬事審議会の意見を聴いて、 日本薬局方を定め、これを公示する。

- 2 しなければならない。 厚生労働大臣は、 少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて薬事審議会の検討が行われるように、 その改定について薬事審議会に諮問
- 3 な基準を設けることができる。 厚生労働大臣は、 医療機器、 再 生医療等製品又は体外診断用医薬品の性状、 品質及び性能の適正を図るため、 薬事審議会の意見を聴い て、 必要

(直接の容器等の記載事項)

第五 したときは、 十条 医薬品は、 この限りでない。 その直接の容器又は直接の被包に、 次に掲げる事項が記載されていなければならない。 ただし、 厚生労働省令で別段の定めを

一~四 (略)

五. 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、 「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように

定められた事項

六~十五 (略)

(容器等への符号等の記載)

第五十二条 (略)

2 最新の論文その他により得られた知見に基づき、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたと 要指導医薬品、 一般用医薬品その他の厚生労働省令で定める医薬品は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に、 当該医薬品に関する

(略)

きは、この限りでない。

うに定められた事項 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、 日本薬局方において当該医薬品の品質、 有効性及び安全性に関連する事項として記載するよ

三~五 (略)

(注意事項等情報の公表)

第六十八条の二(略)

2 前項の注意事項等情報とは、 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をいう。

医薬品 次のイからホまでに掲げる事項

イ (略)

口 ように定められた事項 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、 日本薬局方において当該医薬品の品質、 有効性及び安全性に関連する事項として公表する

ハ〜ホ (略)

二·三 (略)

(薬事審議会への報告等)

めに必要な措置を講ずるものとする。

第六十八条の十二 厚生労働大臣は、 は、その意見を聴いて、 医薬品、 医薬部外品、 毎年度、 前二条の規定によるそれぞれの報告の状況について薬事審議会に報告し、 化粧品、 医療機器又は再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するた 必要があると認めるとき

- 2 生労働大臣に意見を述べることができる。 薬事審議 等製 品 会は、 の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置につい 前項、 第六十八条の十四第二項及び第六十八条の二十四第二項に規定するほか、 て、 医薬品 調査審議し、 医薬部外品、 必要があると認めるときは、 化 粧 品 療機器又は再 厚
- 3 厚生労働大臣は 整理又は当該報告に関する調査を行うものとする 第一 項の報告又は措置を行うに当たつては、 第六十八条の十第一項若しくは第二項若しくは前条の規定による報告に係る情!

第七十二条の三 当該薬局開設者に対し、 都 道府県 知事 は、 その報告を行い、 薬局開設者が第八条の二第 又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる 一項若しくは第一 一項の規定による報告をせず、 又は虚 偽の報告をしたときは 期間

承認の取消し等

期限を付し 準用する同条第二項第三号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたと認めるとき、 条の二十六第 つたと認めるとき、 に該当しなくなつたと認めるとき、 付した第二十三条の二の五の承認を与えた医療機器若しくは体外診断用医薬品が第二十三条の二の六の二第一項第二号若しくは第三号 を与えた医薬品が第十四条の二の二第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第十四条第二項 用する場合を含む。 器又は再生医療等製品が第十四条第二項第三号イからハまで 十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)を与えた医薬品、 (同 つたと認めるとき、 からハまで 五の承認 -四条の二 条第十五項において準用する場合を含む。)に該当するに至つたと認めるとき、 薬事審議会の意見を聴いて、 て準用する場合を含む。 た第二十三条の二十五の承認を与えた再生医療等製品が第二十三条の二十六の二第一項第二号若しくは第三号の (第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)又は第二十三条の二十五の承認 一項第一 (同条第十五項において準用する場合を含む。 厚生労働大臣は、)のいずれかに該当するに至つたと認めるとき、 第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二十五の承認を与えた再生医療等製品が第二十三 一号若しくは第三号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、 若しくは第二十三条の二十五第1 第十四· 若しくは第二十三条の二の五第二項第三号ハ(同条第十五項において準用する場合を含む。)に該当 若しくは第二十三条の二十六第四項の規定により読み替えて適用される第二十三条の二 その承認を取り消さなければならない。 条の承認 (第十四条の二の) 二項 第三号ハ)若しくは第二十三条の二十五第二項第三号イからハまで (同条第十五項において準用する場合を含む。) 、第二十三条の二の五第二項第三号 (同条第十 第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付した第十四 一第 項の規定により条件及び期限を付したものを除く。 項において準用する場合を含む。 第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を 又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び 若しくは第二十三条の二十五第一 に該当するに至つたと認める 医薬部外品、 一項第三 (同条第十一 一十五第十 ずれかに該当しなく 化粧品、 (第二十三条の二 項にお 同 項にお Ď いずれ 《第三号 |条の承 条第十一 するに至 いて準 医療機 認

2

略

3

厚生労働大臣は、 前 一項に定める場合のほか、 医薬品、 医薬部外品、 化粧品、 医療機器又は再生医療等製品の第十四条、 第二十三 条の二の 五又

は 第二十三条の二十五の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 てその変更を命ずることができる。 その承認を取り消し、 又はその承認を与えた事項の一部につ

許可に限る。)又は第二十三条の二十第一項の許可について、 によりその効力が失われたとき、又は次条第一項の規定により取り消されたとき。 第十二条第一項の許可(承認を受けた品目の種類に応じた許可に限る。)、 第十二条第四項、 第二十三条の二第一項の許可 第二十三条の二第四項若しくは第二十三条の二十第四項の規定 (承認を受けた品目の種類に応じた

重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。 第十四条第三項、 第二十三条の二の五第三項又は第二十三条の二十五第三項に規定する申請書又は添付資料のうちに虚偽の記載が あ ŋ, 又は

 \equiv 第十四条第七項若しくは第九項、 第十四条の二の二第二項、 第二十三条の二の五第七項若しくは第九項、 第二十三条の二の六の二第二項 第

二十三条の二十五第六項若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二 一項の規定に違反したとき。

兀 価を受けなければならない場合又は第二十三条の二の九第一項の規定により使用成績に関する評価を受けなければならない場合において、 られた期限までに必要な資料の全部若しくは一部を提出せず、 第十四条の四第 第二十三条の二の九第四項後段、 項、 第十四条の六第一項、第二十三条の二十九第一項若しくは第二十三条の三十一第 第二十三条の二十九第四項後段若しくは第二十三条の三十一第四項の規定に適合しない資料を提出したと 又は虚偽の記載をした資料若しくは第十四条の四第五項後段、 一項の規定により再審査若しく 第十四条の六第四 は 定め 再評

五 第七十二条第二項の規定による命令に従わなかつたとき。

六 件に違反したとき 第二十三条の二十六の二第一項又は第七十九条第一項の規定により第十四条、 第十四条第十二項、 第十四条の二の二第一項、 第二十三条の二の五第十二項、 第二十三条の二の五又は第二十三条の二十五の承認に付された条 第二十三条の二の六の二第 項、 第二十三条の二十六第一 項、

七 るとき。 第十四条の二の二第一 項第一号、 第二十三条の二の六の二第一項第一号又は第二十三条の二十六の二第 一項第一号に該当しなくなつたと認め

正当な理由がなく引き続く三年間製造販売をしていないとき 第十四条、 第二十三条の二の五又は第二十三条の二十五の承認を受けた医薬品 医薬部外品、 化粧 品 医療機器又は再生医療等製品について

(指定等)

第七十七条の二 (略)

2 略

3

医療等製品として指定することができる。

きは、 厚生労働大臣は、 薬事審議会の意見を聴いて、 次の各号のいずれにも該当する医薬品、 当該申請に係る医薬品 医療機器又は再生医療等製品を特定用途医薬品、 医療機器又は再生医療等製品につき、 製造販売をしようとする者から申請があつたと 特定用途医療機器又は特定用途再生

療機器又は再生医療等製品に対する需要が著しく充足されていないと認められる物であること。 その用途が厚生労働大臣が疾病の特性その他を勘案して定める区分に属する疾病の診断、 治療又は予防であつて、 当該用途に係る医薬品 医

を有することとなる物であること。 申請に係る医薬品、 医療機器又は再生医療等製品につき、 製造販売の承認が与えられるとしたならば、 その用途に関し、 特に優れた使用 価 値

(略)

4

 \bigcirc 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) (抄)

第六条の二十 匹 略

2

前 項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係人にこれを提示しなければならない。

3 第 項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

 \bigcirc 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号)

(抄)

第十二条の二 略

2

3 (昭和三十五年法律第百四十六号)第二十六条に規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を含む情報を、 薬剤師は、 電磁的方法により提供することができる。 前 項の規定により提供された処方箋により調剤したときその他厚生労働省令で定めるときは、 支払基金又は連合会に対し、 厚生労働省令で定めるところによ 薬剤師法

4 \(\)
8 略

○ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)(抄)

(定義等)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 麻薬 別表第一に掲げる物及び大麻をいう。

<u>の</u> 大麻 大麻草の栽培の規制に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十四号) 第二条第二項に規定する大麻をいう。

二~八 (略)

九 麻薬営業者 麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。

十・十一 (略)

ことを含む。以下同じ。)を業とする者をいう。 麻薬製造業者 厚生労働大臣の免許を受けて、 麻薬を製造すること (麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的変化を加えて他の麻薬にする

る者をいう。 調剤を除く。 麻薬製剤業者 以下同じ。)、 厚生労働大臣の免許を受けて、 又は麻薬を小分けすること(他人から譲り受けた麻薬を分割して容器に収めることをいう。 麻薬を製剤すること(麻薬に化学的変化を加えないで他の麻薬にすることをいう。 以下同じ。)を業とす

十四 (略)

十五 麻薬元卸売業者 厚生労働大臣の免許を受けて、 麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

十六 とする者をいう。 麻薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、 麻薬小売業者、 麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業

十七~二十 (略)

二十一 麻薬業務所 二百五号) 第五条第一 に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、 第二条第二項に規定する診療施設をいい、 同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、 麻薬取扱者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、 項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。 同法第七条第一項に規定する往診診療者等の住所を含む。 診療所若しくは飼育動物診療施設(以下「病院等」という。)又は研究施設で診療又は研究 主として診療又は研究に従事する病院等又は研究施設のみを麻薬業務所とする。 以下同じ。)、 製造所、 製剤所、 飼育動物診療施設 薬局、 病院、 以下同じ。 (獣医療法 診療所 (医療法 (平成四年法律第四 及び研究施設をいう。ただ (昭和二十三年法律第 一十六号)

<u>-</u> + -

麻

薬診療施設

麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう。

二十四~四十八 (略)

2 (略)

(証紙による封かん)

第三十条 労働省令の定めるところにより、 麻薬輸入業者、 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、 麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施さなければならない。 その輸入し、 製造し、 又は製剤し、若しくは小分けした麻薬を譲り渡すときは、 厚生

2~4 (略)

〇 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)

(抄)

(調剤録)

第二十八条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

2·3 (略)

国立研究開発法人医薬基盤 健 康 ·栄養研究所法 (平成十六年法律第百三十五号) (抄)

 \bigcirc

(研究所の目的)

的とする。 の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、 により、 器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うこと 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、 (以下「研究所」という。) は、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、 公衆衛生の向上及び増進を図り、 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民 もって国民保健の向上に資することを目 医薬品及び医療機

(業務の範囲)

第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務
- 1 医薬品 及び医療機 器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。
- 口 を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。 政 分府等 (政府及び独立行政法人(通則法第二条第 一項に規定する独立行政法人をいう。 以下同じ。)をいう。)以外の者に対し、 試験研究
- 海外から研究者を招へいすること。
- 情報を収集し、 整理し、 及び提供すること。
- ホ 調査すること。

金に充てるための助成金を交付し、

- 三の厚生労働省令で定める人数に達しない特定用途医薬品、 希少疾病用医薬品、 希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品並びにその用途に係る対象者の数が医薬品医療機器等法第七十七 特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品に関する試験研究に関し、 必要な資 条の
- う。)を行うこと。 確保支援業務 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (同条第) 二項の規定による指定に係るものに限る。 並びに指導及び助言を行うこと 第十五条の三第一項及び第二十一条において「安定供給確保支援業務」とい (厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。 (令和四年法律第四十三号) 第四十二条第 項に規定する安定供給
- 兀 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。
- 五. 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
- 六 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
- 七 技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号) 第三十四条の六第 項 の規定による出資並びに 人的及び
- 八 号、 第二号及び第四号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 研究所は、 前項の業務のほか、 次の業務を行う。
- 健康増進 法 (平成十四年法律第百三号) 第十条第二項の規定に基づき、 国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。
- 可又は同法第六十三条第一 健康增進法第四十三条第三項 項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。 (同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、 同 法第四十三条第一 項の 規定による
- 試験を行うこと。 健康增進法第六十一条第五項 (同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。 の規定により収去され た食品 0
- 兀 食品表示法 (平成二十五年法律第七十号) 第八条第 一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

(略)

附 則

特例業務等

附帯する業務

第十四条 の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)の施行の際現に行っている同法による改正前の第十五条第一号ロに掲げる業務及びこれに 研究所は、 (次項及び次条第一項において「特例業務」という。)を行う。 第十五条に規定する業務及び承継業務のほか、政令で指定する日までの間において、研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法

2 八条第二項並びに第十一条第二項、 で」とあるのは 定」とあるのは 第十八条第一項 附則第十二条第四項から第八項までの規定は、特例業務について準用する。この場合において、 「附則第十一条第五項に規定する承継業務」とあるのは 「特例業務勘定」と、 「附則第十四条第一項」と、「には、第六条第一項中 (附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第六項」と読み替えるものとする。 第三項及び第五項」と」とあるのは「には」と、 同項中「附則第十二条第五項」とあるのは「附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第五項」 「附則第十四条第一項に規定する特例業務」と、 「附則第八条第二項並びに第十一条第二項及び第三項」とあるのは 「「第十八条第一項 同条第四項から第六項までの (附則第十二条第六項」とあるのは 同条第七項中 「第一項から第三項ま 規定中 「附則第 承 継勘

0 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) (抄

(中長期目 標

第三十五条の四 う。)を定め これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、 主務大臣は、 五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標 公表しなければならない。これを変更したときも、 同様とする。 (以下「中長期目標」とい

(略

余裕金の 運 用

第四十七条 独立行政法人は、 次の方法による場合を除くほか、 業務上の余裕金を運用してはならない。

国債、 地 方债、 政府保証債 (その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。) その他主務大臣の指定する有価 証 一券の 取

í

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

いう。)への金銭信託 信託業務を営む金融機関 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関を

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一~六 (略)

七 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

〇 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(於

(定義)

第二条 (略)

2 16 (略)

17

各号のいずれにも該当するものをいう。 この法律において「事業再編」とは、 事業者がその事業の全部又は一 部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であって、 次の

な。 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更)を行うものであること。 (当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含

一合併

ロ 会社の分割

ハ 株式交換

二 株式移転

ホ 株式交付

へ 事業又は資産の譲受け又は譲渡(外国におけるこれらに相当するものを含む。)

ト 出資の受入れ

チ る。 他 の会社の株式又は持分の 取得 (当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限

IJ 事業者でなくなる場合に限る。) 関係事業者の株式又は持分の譲渡 (当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、 当該譲渡により当該事業者の関係

ヌ が外国関係法人となる場合に限る。 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得 (当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人

ル 余金の配当をすることを含み、 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡 当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。) (当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財 産とする剰

会社又は外国法人の設立又は清算

ワ 項において同じ。)に対する出資 有限責任事業組合 (有限責任事業組合契約に関する法律 (平成十七年法律第四十号) 第二条に規定する有限責任事業組合をいう。

カ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

کی 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、 次に掲げるもののいずれかを行うものであるこ

1 化させること。 新商品 の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、 生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程 度変

商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、 商品の生産を著しく効率化すること。

口

商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、 商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。

当 程度低減すること。 新たな原材料、 部品若しくは半製品の使用又は原材料、 部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、 商品の生産に係る費用を相

18 37 (略

〇 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二条

略

② \ 8 (略

⑤ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

つて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事 法律又はこれに基づく政令により都道府県、 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 国が本来果たすべき役割に係るものであ

二 (略)

務」という。)

⑩~⑰~ (略)

○ 薬事法の一部を改正する法律 (平成十八年法律第六十九号)

(抄)

附則

新に係る旧法第二十八条第一 例により引き続き当該薬種商販売業を営むことができる。 薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(この法律の施行の日までの間継続して当該許可 項の許可を含む。)により薬種商販売業が営まれている場合に限る。)については、 次条に定めるものを除き、 (その更 従前

許可を受けた者を含む。 者に係る業務を行うことができる。 の規定は、 この法律の施行の際現に旧法第三十条第一項の許可を受けている者(この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の 薬事法第二十四条第二項の許可の更新については、 以下「既存配置販売業者」という。)については、 この場合において、旧法第三十条第一項(旧法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含 なおその効力を有する。 新法第三十条第一項の許可を受けないでも、 引き続き既存配置販売業 例により